

道路下水道局が所管する公の施設の指定管理者選定等の手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路下水道局が所管する公の施設（以下「所管施設」という。）の設置等に係る条例及び同施行規則に定めるもののほか、指定管理者の選定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 所管施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 福岡市営駐車場条例第2条に規定する駐車場
- (2) 福岡市バスターミナル条例第2条に規定するバスターミナル
- (3) 福岡市自転車駐車場条例施行規則第2条別表1に規定する自転車駐車場

(指定管理者の選定及び評価)

第3条 道路下水道局長は、申請者のうちから別に定める選定の基準に照らし、所管施設の管理を行うのに最も適当と認められる者を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

- 2 道路下水道局長は、指定管理者が指定期間中に行った管理運営業務等について、別に定める評価の基準に照らし、公平かつ適正な評価を行わなければならない。
- 3 道路下水道局長は、前項の規定による候補者の選定及び評価を行うため、「道路下水道局が所管する公の施設に係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）」を置き意見を聴取しなければならない。

(失格)

第4条 候補者の選定において次の事実が判明した場合は、当該事実に係る行為等を行った団体は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の事実を記載したこと。
- (2) 審査にあたって市や選定委員会の業務を妨げたり、不当な政治的圧力を加えたこと。
- (3) 候補者の選定に係わる関係者に対し、贈賄等の不正な行為を行った或いは不正な行為の申し入れをしたこと。

(選定及び評価結果の通知及び公表)

第5条 道路下水道局長は、第3条第1項の規定により候補者の選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。また、審査の経過及び結果は、指定管理者が指定された後、公表する。

- 2 道路下水道局長は、第3条第2項の規定により指定管理者の評価を行ったときは、その結果を指定管理者に通知するとともに、評価の結果を公表する。

(再度の選定)

第6条 前条の規定による通知後に、候補者の失格などによって選定をし直す場合は、次に評価が高い者を候補者として選定する。

(議会への提出)

第7条 道路下水道局長は、第3条第1項の規定により候補者を選定した場合は、直ちに指定管理者を指定する議案を議会へ提出する手続を行うものとする。

(協定の締結)

第8条 道路下水道局長は、指定をした所管施設の管理運営に関し、指定管理者と協定を結ぶものとする。

2 基本協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の範囲等管理業務の基本的事項
- (2) 指定期間に関する事項
- (3) 経理に関する事項
- (4) 損害賠償に関する事項
- (5) 個人情報の取扱いに関する事項
- (6) 事業報告に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) 指定の取消，解除に関する事項
- (9) その他道路下水道局長が必要と認める事項

3 実施協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 期間についての事項
- (2) 指定管理料に関する事項
- (3) 支払いに関する事項
- (4) 検査に関する事項
- (5) その他道路下水道局長が必要と認める事項

附則

この要綱は平成17年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成27年7月1日から施行する。